

再生材の品質保証のための物性・懸念化学物質等の分析装置導入事業・Q&A

No.	分野	項目	質問	回答
1	共通	補助事業期間	補助事業期間は令和8年2月末迄となっていますが、2月末までに装置が納入されればよいと考えてよいですか。	令和7年度中に補助金を交付するため、2月末までに、①装置の設置、②試運転の実施、③財団による検収の手続きまで完了する必要があります。
2	共通	補助率	補助率は、事業者の規模によって変わるのでしょうか。	本補助事業は、事業者の規模にかかわらず、2分の1の補助率となっております。
3	共通	スケジュール	補助事業期間が始まる「交付決定日」は、最短でいつ頃になる予定でしょうか。	今回の公募期間は6月末までとなっております。その後、財団内部で申請内容を確認し、採択の手続きに入ります。採択を受けた申請者の方に「交付申請」の手続きをしていただき、最終的に財団から「交付決定」を行うのは8月中の予定です。なお、 <u>「交付決定」前に装置の発注を行ってしまうと、補助対象にならなくなりますので十分ご注意ください。</u>
4	共通	申請単位	複数の装置を複数の事業所で導入する予定です。一つの申請書で申し込めますか。	複数の装置を複数の事業所で申請を希望する場合は、それぞれの事業所で申請書類を作成し提出してください。

No.	分野	項目	質問	回答
1	分析装置	補助対象経費	物性測定用の装置の申請を行う際に、物性測定用の試験片の作製のための金型や成型機も含めて申請することは可能でしょうか。	JIS 規格に基づいた試験片作製のため、金型や成型機の導入が必要な場合、物性測定用装置と一体的に補助対象経費として扱える可能性がありますので、ご希望の場合は財団までご相談ください。ただし、全体の申請件数や申請内容等により、すべての事業者様が補助対象にならない可能性もあります。
2	分析装置	既存の装置の更新・追加の扱い	既存の分析装置の更新や追加を行う場合も、補助の対象になるのでしょうか。	装置の追加や最新機種への更新の目的が、検体数の増加や測定頻度・測定回数の増加による再生プラスチックの品質管理レベルの向上である場合は、本補助事業の対象として認められます。
3	分析装置	補助金額の上限	申請金額に上限はありますか。	本補助事業では、1社あたりの申請の上限金額の目安を、5,000万円/社程度と想定しております（補助率：1/2、補助金額上限：2,500万円/社程度）。
4	分析装置	申請台数の上限	分析装置の申請台数に上限はありますか。	申請台数に制限はございません。複数の設備の申請を希望される場合は、上記の上限金額の目安を参考にして申請してください。ただし、全体の申請件数や申請内容等により、申請されたすべての装置が補助対象にならない可能性もあります。複数の分析装置を申請される際は、希望度・優先順位の高い順番に記載してください。
5	分析装置	対象事業者	現時点では、自動車向けの再生プラスチックは供給していないのですが、今後、自動車向けにも供給を行いたいと考えています。そのような場合でも申請は可能でしょうか。	今回の補助事業は、新規で自動車向けに再生プラスチックの供給を行おうとする事業者様も対象となっております。申請書類（様式2 実施計画書）に、再生材の供給予定先会社名や供給量の見込をご記入ください。ただし、全体の申請件数や申請内容等により、すべての事業者様が補助対象にならない可能性もあります。